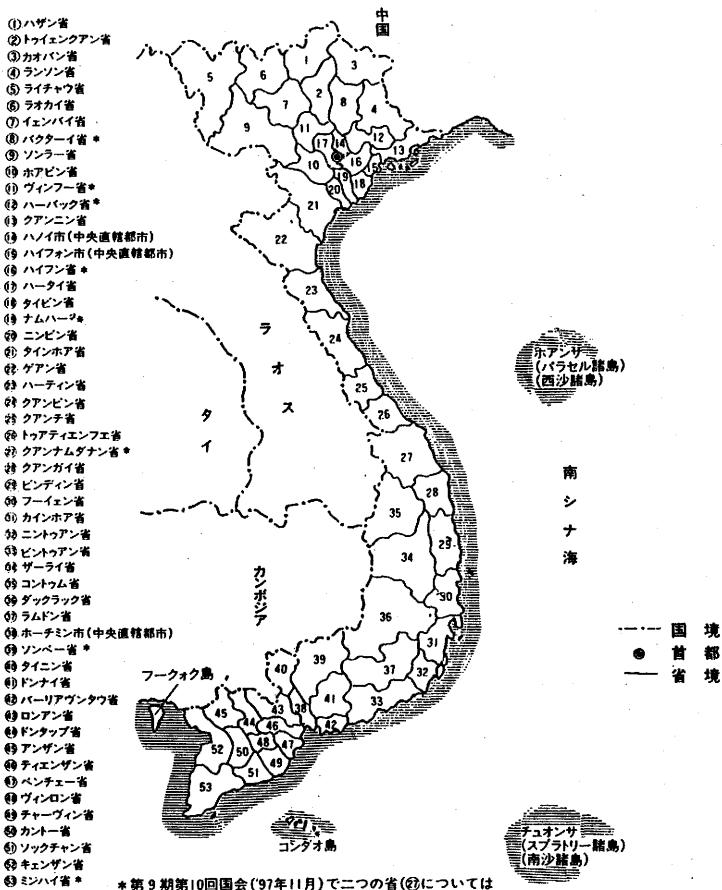


## 第6章

### ベトナムの憲法制度

ベトナム社会主義共和国	宗 教	仏教(大乗)
面 積 32万7000km <sup>2</sup>	政 体	社会主義共和制
人 口 7396万人(1995年平均)	元 首	レ・デュク・アイン国家主席
首 都 ハノイ	通 貨	ドン(1米ドル=11149ドン、1997年1月1日現在)
言 語 ベトナム語	会計年度	暦年に同じ



\* 第9期第10回国会(97年11月)で二つの省(㉞については  
1省1市)に分割されることが決定。

## I 概説——歴史と現在

### 1. 憲法史

1858年、フランス遠征軍がトゥラン港を占領し、1862年の第1次サイゴン条約、1874年の第2次サイゴン条約、1883年の第1次フエ条約、1884年の第2次フエ条約と続く一連の条約により、ベトナムはカンボジア、ラオスなどとともにフランスの連邦植民地となった<sup>(1)</sup>。

フランスの分割統治政策は、ベトナムをアンナン、トンキン、コーチシナという三つの部分に分け、コーチシナを固有の植民地、アンナン、トンキンを保護国、保護領とし、それぞれに異なる統治を行った。そして、フランスは、植民地のベトナムでフランス法をモデルとした法律を押しつけた。すなわち、植民地時代のベトナムの民法典は、コーチシナではフランス大統領が公布した民法要綱であり、トンキンでは1931年にインドシナ総督府が公布したトンキン地方原住民裁判所用民法典であり、アンナンでは1936～39年に公布した皇越法戸であった。コーチシナでは、フランス刑法典がそのまま施行されたが、トンキンおよびアンナンでは1815年の皇越律例（ジャロン法典）がそのまま施行された。

フランスの植民地支配においては、一般に法形式上は、フランス憲法が植民地にも適用され施行されてきた<sup>(2)</sup>。しかし「憲法が植民地に行はれてゐるといふことは必ずしも植民地と内地との間に立法上何らの区別をみとめぬといふ意味では<sup>(3)</sup>」なく、「同じ憲法の下において、地域により立法の手続を異にし、又その内容を異にすることは十分可能<sup>(4)</sup>」であった。事実、植民地に対する立法は、1854年5月3日の元老院令以降、すべてデクレ・ロワにより行われるのを原則とした<sup>(5)</sup>。

さらに、フランスのインドシナ連邦総督は、法律・命令の公布・執行権、本国政府との直接通信権、外交に関する権限、軍事指揮権、司法権に関する

権限、地方議事機関に関する権限、関税に関する権限をはじめとする植民地支配のための強大な権限を付与されていた<sup>(6)</sup>。

20世紀初頭の東洋運動の指導者であったファン・ボイ・チャウは、フランス植民地法の苛酷さを次のように告発した。「本来国家の法律は民意に基づき、公理を斟酌してこれを行なうべきもので、すなわち公正なる法律にして、はじめてよく人民の生命財産を保障することが出来る。われらはすでに被征服の民族である。民意は埋没され、公理は抑圧されて、法律の擁護を受けがたきはもとより言をまたない。いまわれらのいわんとするところは、すなわちきわめて野蛮の法律が、文明国人の手によって作られているという事実である。<sup>(7)</sup>」

ベトナム独立運動にとって、1917年のロシア革命は、新たな息吹を伝えるものであった。第1次世界大戦後の1919年1月のベルサイユ会議に対し、当時フランスに滞在していたグエン・アイ・クオック（ホーチミン）は、『安南人民の要求』と題する要求書を提出した。政治犯への恩赦、法の下の平等、言論の自由、結社・集会の自由、移動の自由、教育の自由、デクレではなく法律による統治、フランス議会へのベトナム代表の派遣という8項目からなるこの要望書は、「嘆願書」的な色彩の強いものであり、「各民族の神聖な自決権」を掲げてはいるものの、ベトナムの国内問題に対する「自治」の要求に、あくまでも止まっており、フランスからの「独立」という要求は含まれていなかった<sup>(8)</sup>。

ベトナムにおいて「独立」のスローガンが明確に提起されるのは、1941年のベトミン（ベトナム独立同盟会）の結成以降であり、それは、1945年の「独立宣言」において最も明瞭に定式化された。

1945年9月2日のベトナム民主共和国「独立宣言」は、「植民地人民の人権宣言であると同時に帝国主義国家に対する告発状である。ヴェトナム独立宣言は、第2次世界大戦後もえあがったアジア・アラブの民族解放運動の最初の産声であった<sup>(9)</sup>」。

ホーチミンが執筆したこの「独立宣言」は、1776年のアメリカ合衆国の独

立宣言を冒頭に引用し、「世界のあらゆる民族はすべて平等に生まれ、どの民族であれ生きる権利、幸福の権利、自由の権利をもっている」として、アメリカ合衆国独立宣言の内容を「民族」というレベルでより一般化し、また、1789年のフランス人権宣言をも引用し、「それは、何人であれ否定することのできない道理である」としている。そして、最後の部分で「ベトナム国は、自由と独立とを享受する権利をもっているし、事実、自由で独立した一つの国となった。ベトナム民族全体は、かならず、すべての精神と力、生命と財産をもって、彼らの独立と自由の権利を守る決意である」と宣言している。

「独立宣言」の最大の特徴は、植民地からの解放を求める「人権」宣言がなによりも「民族の権利」の宣言として表れた点にある。

ベトナム民主共和国の最初の憲法は<sup>(10)</sup>、1946年11月9日に採択された。この46年憲法は、前文および7章、全70カ条からなる。46年憲法は、「国の全権力はベトナム人民全体に帰属する」(第1条)、国土の「統一、不可分」(第2条)などを規定し、人民民主主義憲法の体裁をもち、「統一」の課題を掲げている。「市民の義務および権利」の章では、義務の規定が権利の規定より先行した構成をとり、祖国防衛義務(第4条)、兵役の義務(第5条)を規定し、権利については、平等権(第6条)、言論・出版・結社・集会・通信・居住・往来の自由権規定(第10条)が存在するものの、社会保障に関する若干の規定(第14条、第15条)のほか社会権に関する規定をもっていない。さらに「ベトナム市民の財産所有権は保障される」と規定し、地主の権利を保護した。

国家制度については、人民議院を最高の権力機関であると規定し(第22条)、主席(大統領)は、人民議院により選出(第45条)され、その権限は限定的なもの(第49条)であった。

しかし、この46年憲法はベトナム憲法史において特殊な性格をもっており、例えばバーナード・フォールが、「ホーは憲法を公布したが、それは1959年12月31日まで、たとえ事実上はそうでないにせよ理論上は効力を有した<sup>(11)</sup>」と述べるように、46年憲法が当時の国際的および国内的な力関係を反映して、

ホーチミンら革命勢力にとっては、きわめて不本意な内容をもっていた。46年憲法の妥協的な性格は、所有権をめぐる規定にも表れていたが、それは、当時のフランスとの交渉の過程における妥協、および、ベトナムの国内における地主を「独立」の方向で団結させるという考慮がはたらいたためであった。したがって、46年憲法の採択の直後、ホーチミンは、フランスとの長期徹底抗戦の路線を選択することになるが、この時期に、46年憲法に代わる「真正の人民民主主義憲法<sup>(12)</sup>」(1951年ベトナム労働党第2回大会)の制定が提起されるにいたった。

1953年12月4日に採択された「土地改革法」は「耕すものに土地を」のスローガンを実現するものとして、農民が抗仐戦争に参加するうえで重要な要因となった。

1954年7月のジュネーブ会議は、「最終宣言」で、「軍事上の境界線が暫定的なものであり、かついかなる意味においても政治的または領土的境界を定めるものと解してはならない」とこと、および、「総選挙は、敵対行為の停止に関する協定の定める国際監視委員会の構成国の代表者からなる国際委員会の監視の下に、1956年7月に行なわれるものとする」と規定されていた。しかし、「最終宣言」に対し、「ベトナム国」とアメリカ合衆国は、署名をしなかった。フォールが「共産側がなぜこのように法的拘束力の曖昧な文書を認めたのかという理由については、まだ十分に明らかにされていない<sup>(13)</sup>」と述べたように、ベトナム民主共和国にとって、大国のはざまで、譲歩を余儀なくされたものであった。

その後、南北への分断が固定化し、北部では、社会主义的改造の諸施策が実施された。

1957年1月23日、ホーチミンを議長とする憲法改正起草委員会が選出され、憲法の起草作業が進行し、59年12月31日の国会は改正憲法を採択し、60年1月1日公布された。ベトナムでは、この憲法を「59年憲法」と呼んでいる。

59年憲法は、前文および19章、全112条からなる。59年憲法は、国家の性格を「労農同盟にもとづき労働者階級により指導される人民民主主義国家で

ある」（第2条）と規定している。

59年憲法の特徴を的確に紹介したビードによれば、それは、第1に、「戦後のベトナム史を共産主義的観点から詳細に記述した長い前文<sup>(14)</sup>」をもち、第2に、国会と国会常務委員会の権限が拡大したこと、第3に、59年憲法は、新たに特別政治会議を創設したこと、第4に、1950年代に制定されてきた市民の基本的権利に関する諸法令が第3章「市民の基本的権利および義務」に統合されていること、第5に、司法制度の扱いが詳細になったが、他の章に比べるとまだ不十分であること、第6に、各級地方人民評議会に対し、かつてより多くの権限が付与されたこと、第7に、少数民族に対し、彼ら自身の人民評議会とその他の諸制度をもつ権利を付与したこと、などが新しい点であり、全体として、59年憲法は、1946年憲法とまったく対照的に、「『社会主义』に拘束されている<sup>(15)</sup>」。

1975年のサイゴン陥落以降、南北「統一」への志向が急テンポで始まった。そして、76年6月から7月にかけての「統一国会」は、チュオン・チンを委員長とする憲法草案起草委員会を選出した。

1976年12月のベトナム共産党第4回大会は、統一ベトナムの社会主义的改造と社会主義建設の総路線を提起し、勤労人民の集団主人権、集団主人制度という中心的概念をうちだした。その後の、カンボジアおよび中国との軍事的衝突は、新憲法の制定を遅らせたが、80年12月18日、新憲法が採択され、翌19日に公布された。

80年憲法は、前文、12章、全147条からなる。前文では、ベトナム共産党第4回大会の路線に従って前進することが明記され、「プロレタリア独裁をしっかりと堅持し、勤労人民の集団主人権を發揮し、三つの革命、すなわち、生産関係の革命、科学・技術革命、思想・文化革命——そのなかで科学・技術革命が要石である——を同時に遂行する。社会主义への過渡期全体の中心任務である社会主义的工業化を推進する」と、強調された。ここにみられるように、80年憲法は南北全土にわたる急速な社会主義化を志向したものであり、レ・ズアン体制の本格的な確立を示すものであった。

80年憲法は、国家の性格について、「ベトナム社会主義共和国は、プロレタリア独裁国家である」(第1条)と定め、「勤労人民の集団主人権」(第2条)の実現にふれ、「集団主人たる者は、労働者階級、集団的農民階級、社会主義的知識人層およびその他の勤労者」(第3条)であるとし、ベトナム共産党が「国家と社会を指導する唯一の勢力である」(第4条)と定め、ベトナム祖国戦線を「国家の堅固なよりどころ」(第9条)とした。

経済制度について、80年憲法は、過渡期の中心任務を「国の社会主義的工業化である」とし、「農業と軽工業の発展を基礎とした重工業の合理的な発展を優先」(第16条)させることを提起し、また、所有形態を二つのセクター（全人民所有のもとにある国営経済セクターと勤労人民の集団所有のもとにある合作社経済セクター）(第18条)に限定した。

「市民の基本的権利および義務」については、法の下の平等（第55条）、選挙権、被選挙権にふれているが、「21歳以上の者は、すべて代議員に選出されることができる」(第57条)と規定し、59年憲法の「21歳以上の者は、すべて立候補権をもつ」(第23条)という規定を変更した。また、自由権規定とともに、いわゆる社会権的な規定についても、大幅に権利カタログを増加させている。

統治機構については、新たに「国家評議会」を創設し、それを「国会の常務活動を行う最高機関であり、ベトナム社会主義共和国の集団的主席である」(第98条)と定めた。国家評議会の制度は、東欧諸国でも行われてきた（例えば、1971年ブルガリア憲法）が、それは、憲法、法律、国家評議会令の解釈権を含む21項目におよぶ広範な権限を有していた(第100条)。国家評議会の設置により、59年憲法に存在した国家主席と国会常務委員会の制度は廃止された。そして、「国家評議会の構成員は、同時に閣僚会議の構成員となることはできない」(第99条)という規定は、59年憲法の下での国会常務委員会の規定にはなかったものである。また、従来の「政府会議」を「閣僚会議」と名称変更し、閣僚会議は「国会、国家評議会にたいして集団責任を負う」(第112条)ことが明記された。80年憲法は、さらに、国会議長ポストの設置

(第89条), 民族会議の設置（第91条）など, 一連の機構改革を行った。かつて1950年代に当時の北ベトナムでは二つの少数民族自治区（「ベトバッック自治区」と「タイバッック自治区」）が設立され, 少数民族問題に対応してきたが, 75年12月の国会は, 突然, これらの民族自治区の廃止を決定し, それに替わる措置として, 民族会議の設置は選択されたものであった<sup>⑯</sup>。

80年憲法のキーワードである「勤労人民の集団主人権」という特殊なイデオロギーの特質は, なによりも市民の権利・義務の関係に表れている。すでにベトナム共産党第4回大会の決議は, 「政治面での集団主人制度は義務と権利の両方を含んでおり, 義務は権利と並行する」と述べていたが, 80年憲法は, この点を次のように定式化した。「市民の権利と義務は, 勤労人民の集団主人制度を表しており, 社会生活の諸要求と個人の正当な自由とを調和的に結合したものであり, 1人は万人のために万人は1人のために, の原則に応じて, 国家, 集団, 個人の間の利益の一一致を保障する。市民の権利は, 市民の義務と不可分である。国家は, 市民の諸権利を保障し, 市民は, 国家と社会に対する自らの義務を完遂しなければならない」(第54条)。このような規定は59年憲法にはまったく存在しなかった。

80年憲法を解説したフランツ＝ケルペンは, この54条は「ベトナム憲法の鍵となる条項の一つ<sup>⑰</sup>」であり「ベトナム憲法は, 権利と義務を結びつける点で新しいソ連憲法（77年憲法－引用者）をはるかに越えている<sup>⑱</sup>」と述べている。

80年憲法は, 第1に, ベトナム共産党第4回大会の路線を具体化した憲法であり, 「集団主人制度」という, 「集団」の契機を極端に強調した特殊なイデオロギーに支えられた憲法であった。第2に, それは, ソ連, 東欧など当時の他の社会主义諸国の憲法から大きな影響を受けており, プロレタリアート独裁国家, 党の指導性, 統一戦線組織（祖国戦線）の役割に関する規定など新しい傾向をみてとることができ, また, 綱領的規定の増大など, 60年代以降の社会主义憲法に共通する特徴をもっている。特に, 構成・条文とともに, 77年ソ連憲法からの強い影響がみられる。第3に, 80年憲法の制定過程にお

いてベトナムが直面した特別の国際的環境、すなわち、華人をはじめとする市民の国外脱出、中国の援助の打切り、カンボジアおよび中国との戦争は、憲法制定のスケジュール（当初は、1978年中に採択される予定であった）を遅らせ、また内容的にも準戦時的な性格を与えた。

## 2. ドイモイと法の体系

1980年憲法の下で、統一ベトナムとしての法の制定が進行した。80年12月の国会代議員選挙法、81年7月の国会・国家評議会組織法、最高人民裁判所組織法、閣僚会議組織法、最高人民検察庁組織法など一連の国家組織法が制定された。この時期の大きな法典化としては、85年6月の刑法典（86年1月1日より施行）、87年1月の婚姻・家族法、88年6月の刑事訴訟法典などがある。すでに、81年の国家評議会が承認した「立法5カ年計画（1981～85年）」には、刑法、刑事訴訟法などとともに、民法、民事訴訟法、労働法などの法典化があげられていたが、民法、労働法などの制定は、その後、遅々として進行しなかった。

1986年12月のベトナム共産党第6回大会は、第4回大会以降の路線を否定し、ドイモイ（刷新）路線を決議した。ドイモイ路線の内容は、市場経済の導入と対外開放政策を柱とするものであり、従来の急速な社会主義化の路線を根底的に覆すものであった。したがって、すでに第6回大会以降、80年憲法は現状に合致しないものとなった。

そこで、1988年12月の国会は、80年憲法前文に存在した「中国霸権主義」、「日本、フランス、アメリカの帝国主義者」など歴史的な記述にかかわる用語を削除し、ドイモイ路線の一つの柱である対外開放政策を進めるうえで不適切だと思われる表現を改めた。

さらに、1989年6月の国会は、ボーチコンを委員長とする「憲法改正委員会」を設置した。憲法改正委員会の任務は、「1980年憲法を包括的、全面的に改正することをすすめ、新たな革命段階の要求に適合させるため<sup>(19)</sup>」とい

うものであった。しかし、「包括的、全面的」と位置づけながらも、あくまでも80年憲法の「改正」としているところに、92年憲法の歴史的性格および射程が表れている。

憲法改正委員会は、1992年憲法にいたるまでに、4回にわたり草案を作成した。この憲法改正作業の最大の特徴は、各草案を対比してみると、各草案の内容が重要なところできわめて大きく異なっていることである。その最大の箇所は、第1に国家評議会をめぐる変更であり、第2には、人権に関するものである。

最終的には、1992年4月15日、改正憲法は国会で採択され、4月18日に公布・施行された。正式名称は、「1992年ベトナム社会主義共和国憲法」であり、これが現行憲法である。

92年憲法の下で、1993年には土地法、94年には環境保護法、労働法典などをはじめとする諸法律が制定され、また、95年10月、永らく懸案であった民法典が制定された。これらの諸法律は、市場経済化の課題に適合するように、92年憲法の規定を越える内容を含んでいるのがひとつの特徴である。

ところで、現行ベトナム法は、以下のような法の体系をもっている。

ベトナムは、コモンローシステムではなく、制定法システムを採用している。1992年憲法の下では、①国会が制定する「法律 luat」および「法典 bo luat」(第84条)、そして、法律以外の法令として、②国会の「決議 nighi quyet」(第84条)、③国会が委託した問題に関する国会常務委員会による「国会常務委員会令 phap lenh」および「決議 nighi quyet」(第91条)、④大統領(国家主席)による「大統領令 lenh」および「決定 quyet dinh」(第106条)、⑤政府による「決議 nighi quyet」および「デクレ nighi dinh」(第115条)、⑥首相による「決定 quyet dinh」および「指示 chi thi」(第115条)、⑦閣僚による「決定 quyet dinh」、「指示 chi thi」および「通知 thong tu」(第116条)、⑧各級人民評議会の「決議 nighi quyet」(第120条)、⑨各級人民委員会による「決定 quyet dinh」および「指示 chi thi」(第124条)がある。

## II 統治構造

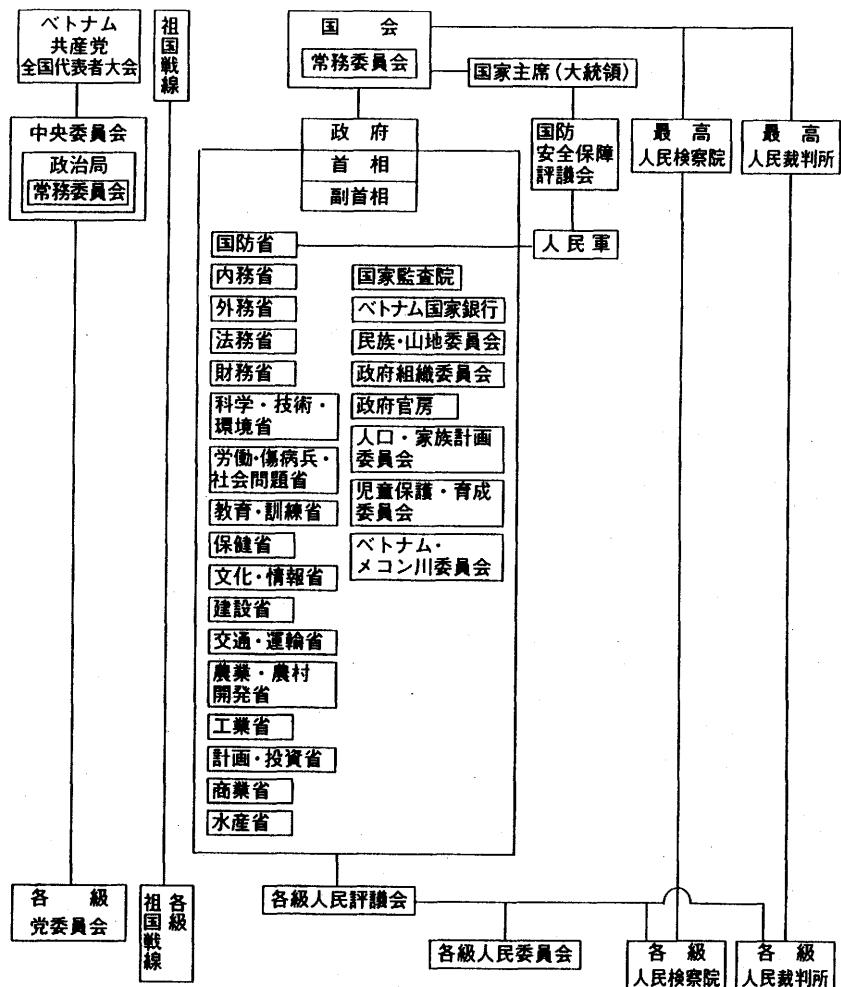
### 1. 総 論

#### (1) 「法治国家」論

1992年憲法の制定の時期を前後して、ベトナムでも「法治国家」概念が強調されるようになった。ここで「法治国家」と呼ぶのは、ベトナム語で“nha nuoc phap quyen”的ことである。ベトナムにおける「法治国家」とは何かについて、ベトナム文献は次のような説明を行っている。ベトナム国家と法研究所『国家と法にかんする基本的な理論的諸問題』(国家政治出版社、1995年)によれば「カントおよび18世紀－19世紀の進歩的な諸思想家が提起した法治国家という観念は専制国家に対抗するためのもの<sup>(20)</sup>」であり、それは「人権、立憲制度、民主主義という価値に立脚していた<sup>(21)</sup>」と評価する。そして、「社会主義への過渡期における法治国家<sup>(22)</sup>」の「基本原則」を以下のように提起している。①「すべての国家権力は人民に帰属する。人民は、直接的および間接的に国家諸機関を選出することにより国家権力を行使する。同時に、人民こそが、人民の委任により権力を行使する国家諸機関にたいし最高監督権をもつ。」②「社会諸関係は、道理ではなく、法によって規制されねばならない。法は、共通の行為準則としての役割をはたし、それは強制力をもち、社会全体の共通の行為を安全にする法的回路を提供する。」③「法は、社会全体における、そして社会関係の諸主体の活動および行為において中心的な位置を占めねばならない。法律および下位の法令は、憲法の規定に違反してはならない。」④「国家、国家機関、公務員、社会政治組織、経済組織、市民は、すべて法を遵守する義務を負う。<sup>(23)</sup>」

すなわち、「法により国が統治されなければならない」という意味で、「法治国家」概念が、理解されている。

図1 国家機構図



(出所) アジア経済研究所編『アジア動向年報1997』アジア経済研究所, 1997年。

## (2) 社会主義的適法性

ところで、「法治国家」概念は、従来、社会主義諸国およびベトナムにおいて用いられてきた「社会主義的適法性」(phap che xa hoi chu nghia) 概念との関係がただちに問題となる。この用語は、*légalité socialiste* の訳語が対応するが、1956年のスターリン批判以降、ソ連をはじめとする社会主義諸国で強調されるようになった用語である。それは、①法によって統治すること、②法を遵守すること、という二つの内容からなるが、問題の焦点の一つは、憲法などの遵守義務主体のなかに、「市民」を入れるかどうか、という問題であった。この論点は、いうまでもなく、「憲法」観念をどのように理解するかに直接的に関連している。すなわち、「憲法」というものを、市民－国民が、国家－政府を宛て人として提出した文書であると理解する近代立憲主義思想に立脚する場合には、当然のことながら国民－市民は、遵守義務主体には含まれない。例えば、日本国憲法99条は、「天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定め、「国民」を擁護義務主体としては挙げていない。

この、「法治国家」と「社会主義的適法性」の関連について、ベトナム司法省法学研究所・グエン・ヴァン・タオ編『ベトナム法治国家建設（立法・行政・司法機関）』（司法省法学研究所、1995年）<sup>24)</sup>において、司法省法学研究所所長（当時）のグエン・ヴァン・タオ「わが国における法治国家建設の問題」は、次のように述べている。

「内容的にみると、社会主義的適法性は、法治国家の観念に近い観念の体系である」が「法治国家のほうが一層広い内容をもっており」、「法治国家は、行政システム、司法機関の役割と責任のみならず、立法機関の役割をも強調している」<sup>25)</sup>。

すなわち、グエン・ヴァン・タオによれば、「社会主義的適法性」は、法の執行と遵守という点に重点がおかれた観念であったが、「法治国家」は、立法－国会の役割自体の強調という性格をもった観念ということになる。し

たがって、現在のベトナムでは、旧ソ連、東欧の旧社会主義諸国で現れた、「社会主義的適法性」から「法治国家」へのドラスティックな転換という方向ではなく、「法治国家」とともに「社会主義的適法性」が憲法体系のなかで併存するという理論状況が存在する。

例えば、ベトナムの新しい憲法解説書である、社会・人文科学ナショナルセンター所属の国家と法研究所『1992年ベトナム社会主義共和国憲法コンメント』（社会科学出版社、1995年）<sup>(26)</sup>では、「1992年憲法と社会主義的適法性を強化する問題」という章が設けられている<sup>(27)</sup>。これは、92年憲法12条の「国家は、法により社会を管理し、社会主義的適法性をたえず強化する」という条文に対応しており、「法治国家」観念と「社会主義的適法性」観念を併存させている。

### (3) 市場経済化と「近代法」の導入

すでに述べたように、フランスの植民地支配の下で、ベトナム法の「近代化」が行われた。とはいえる、その「近代化」とは、ファン・ボイ・チャウが述べたように、「きわめて野蛮の法律が文明国人の手によって作られている」という事実」にすぎなかった。フランスによる支配は、人々の意識のなかに、法とは所詮、支配のための道具にすぎず、植民地支配を円滑にするためだけのものであり、人々には役に立たないものだという法観念をうえつけるのに十分であった。フランス植民地時代、フランスは大学における法学教育をつうじて、法律家の養成を行った。このことは、その後のベトナム社会に対し、フランス法の伝統を残存させることになった。しかし、第2次世界大戦後、ベトナム独立宣言を行ったが、その後、抗仏戦争をへて、南北分断状況の下で、北部では社会主義法が形成されはじめられた。北部の社会主义建設の当初は中国法の影響が認められたが、その後の中国における法ニヒリズム的傾向への反発から、全体としては、旧ソビエト法の圧倒的な影響下にあった。このことは、留学生を旧ソ連・東欧諸国に派遣し、それらの地域の法学を学ばせたことにも現れている。北部では、すでに50年代末から「社会主義的適

法性」概念が一貫して強調されてきたが、アメリカ合衆国との戦争のため、実際には法の制定は著しく遅れた状況にあった。また、社会主义的適法性とは、「社会主义的」という形容詞がついていることからもわかるように、「社会主义」という体制制約原理にあくまでも拘束されたものであった。また、かつての南ベトナム（ベトナム共和国）では、私法の領域、とりわけ民法・家族法の領域ではフランス法の影響が存在した。

ところが、近年のドイモイ路線の採用以降、西側諸国の法制度の影響が顕著となり、特に市場経済化の方向は、あらためてベトナム法の「近代化」を提起しつつある。対外開放政策と市場経済化は、ベトナムに「法治国家」としての体裁をとることを求めているが、しかし、「法治国家」たりうることは、単に法が制定されれば事足りるわけではなく、とりわけ紛争処理システムの整備、裁判所の機構改革、また「人権」問題の解決など多くの課題をベトナム社会に提起することになった。

## 2. 現行憲法の構造と理念

### (1) 国家論

92年憲法2条は、「ベトナム社会主义共和国は、人民の人民による人民のための国家である。すべての国家権力は人民に帰属し、労働者階級、農民階級および知識階層の同盟に基づく」と定めた。

80年憲法は、これとは異なり、「ベトナム社会主义共和国は、プロレタリアート独裁国家である」（第2条）と規定し、また、「ベトナム社会主义共和国において、集団主人たる者は、労働者階級、集団的農民階級、社会主义的知識人層およびその他の勤労者であり、その中核は、労働者階級により指導される労農同盟である」（第3条）と規定していた。ここにみられるように、92年憲法では、「プロレタリアート独裁」、「集団的」、「社会主义的」という形容詞を削除し、新たに、「人民の人民による人民のための国家」という国家の性格規定を行った。そして、レ・ズアン体制を象徴する「勤労人民の集

「団主人権」という用語も一部を除き92年憲法の文言から姿を消した。

「人民の人民による人民のための国家」という用語は、1991年6月のベトナム共産党第7回大会において定式化されたものである。92年憲法制定の後にまもなく出版された、ファン・チュン・リー＝ハ・チ・マイ・ヒエン『1992年憲法の内容概説』(真理出版社、1992年)<sup>(28)</sup>は、「過渡期におけるわが国家は、プロレタリアート独裁国家である」が、92年憲法から「プロレタリアート独裁国家」を削除し、「人民の人民による人民のための国家」という用語を採用したのは、「国家が生活の実際において自らの役割を發揮することができるよう一般的な観念に変えた」にすぎず、「1992年憲法はプロレタリアート独裁の内容を維持しつつ、国家の性格を人民の人民による人民のための国家」とした<sup>(29)</sup>、と説明している。

いずれにしても、ドイモイ路線の内容である市場経済の導入の過程で個人経営をはじめとする私的セクターを奨励するために、このような憲法上の改正が行われたといえよう。

## (2) 政党論

ドイモイ路線の進展の過程で、1988年に、社会党と民主党という共産党以外の政党が解散し、ベトナム共産党の1党支配が名目的にも確立した。89年の東欧諸国の崩壊に連動する形で、ベトナムにおいても複数政党制への主張が顕在化したが、それらの主張は、ただちに批判され、92年憲法では、80年憲法とほぼ同様に、「ベトナム共産党は、国家と社会を指導する勢力である」(第4条)という規定をもった。この条文を、「党的指導権<sup>(30)</sup>」として、先の『1992年憲法の内容概説』は理解しているが、しかし、もし、国家と社会を指導する「権利」が共産党に与えられていると理解するならば、「党的あらゆる組織は、憲法および法律の枠内で活動する」(第4条)という条文との関係で議論が生ずる。すなわち、白石昌也「ベトナムにおける法律整備について<sup>(31)</sup>」は、ベトナムの実情をふまえて、「党機関の諸決議、党中央委員会の諸決議、党政治局や党書記局の諸決議・通達」を「主要な法的文書」の第

1番目にあげているが<sup>(32)</sup>、これらの党機関の文書と憲法および法律との関連が問題となる。ちなみに、92年憲法の下では、国会常務委員会の権限として「憲法、法律および下位法令の解釈」(第91条)が与えられているが、「党機関の文書」は、解釈の対象とはなっていない。

### (3) 組織論

92年憲法は、80年憲法と同様に、「国会、人民評議会及びその他の国家機関はすべて、民主集中原則にしたがって組織され活動する」(第6条)と定め、「民主集中原則」を国家組織の編成原理としている。先の『1992年憲法の内容概説』によれば、「民主集中は、集中と民主という2つの側面の結合である。集中は民主に基づけられなければならない。民主には、集中が伴わなければならない。」と述べ、それは、①「集団的な活動、集団的な決定と個人責任との結合である」、②「集団的な指導、下級機関にたいする上級機関の諸規定の強制と、下級機関の創造性、相対的独立性との結合」、③「選出、罷免制度、人民および自らを選出した機関への報告および責任を負う制度」を主要な内容とする<sup>(33)</sup>という。

### (4) 人権論

92年憲法は、それまでのベトナム憲法には存在しなかった「人権」(quyen con nguoi)を憲法上の規定に置いた。80年憲法とは異なり、92年憲法は、「市場メカニズム」の導入と「多様なウクラードからなる商品経済の発展」および「全人民的所有、集団所有、私的所有」(第15条)を明記し、「国営経済」、「集団経済」、「個人経済」、「私的資本主義経済」、「国家資本主義経済」の各セクターを発展させる(第16条)と定めた。

このように、「市場メカニズム」と「私的所有」を部分的にであれ導入したところに、92年憲法の特徴が表れているが、同時にそれと運動して、従来の「市民の基本的権利」というカテゴリーとともに「人権」というカテゴリーを導入した。

「人権」にかかわる92年憲法の総則的規定は、次のとおりである。「ベトナム社会主義共和国において、政治的、市民的、経済的、文化的、社会的な分野における人権は尊重され、それらの人権は、市民の権利のなかにあらわれており、憲法および法により定める」(第50条)。しかし、同時に、92年憲法51条は、「市民の権利は、市民の義務と不可分である。国家は、市民の権利を保障し、市民は国家と社会にたいする自らの義務を完遂しなければならない。市民の権利と義務は、憲法および法により定める」と規定した。ここからみてとれることは、92年憲法においては、「人権」と「市民の権利」という二つのコンセプトが併存していることである。

元来、社会主義憲法においては、一般に、階級的な支配・従属関係を隠蔽するものとして、「人権」概念は憲法上採用されず、それとは異なる「市民の基本的権利」という概念が採用されてきた。事実、中国の82年現行憲法においては、「人権」概念は憲法上の規定としては未だ採用されていない。

社会主義憲法の下での「市民の基本的権利」という概念は、原理的に、いわゆる自然法思想に基づく「天賦人権」論を否定し、前国家的な人権という考え方を拒否してきたが、そのイデオロギー的根拠としては、「労働者階級の国家」という論理を前提として、「社会主義」という体制制約原理を権利論にも導入したものであった。

「人権」の問題をめぐっては、ベトナム政府は、一般論としては、中国、インドネシアなどアジアの他の諸国と同様に、いわゆる「人権外交」には反対の立場をとりながらも、「柔軟」な対応を示している。しかし、アムネスティ・インターナショナルの報告書<sup>(34)</sup>が指摘しているようなベトナムにおける政治犯の拘禁の問題、宗教の自由にかかわる事件の発生など、人権問題の存在は、その解決への対応をベトナム法および法理論に求めている<sup>(35)</sup>。

ところで、「人権」について、92年憲法は“quyen con nguoi”（オリジナルなベトナム語）という原語を用いているが、それは、「人権」を意味するもう一つのベトナム語である“nhan quyen”（中国からの外来語）とどのような関係にあるのかについて、『1992年ベトナム社会主義共和国憲法コンメンター

ル』におけるファン・ヴァン・トゥ「1992年憲法における市民の基本的権利および義務」に基づき検討しておきたい。国会副主席でありベトナム法律家協会会長でもあるファン・ヴァン・トゥによれば、「市民の権利について、注意すべき用語は新しい憲法の50条がふれている人権 *quyen con nguoi* に関するである。わが国これまでの諸憲法は、この用語をもっていなかった。今回の憲法は、人権 *quyen con nguoi* 問題に言及しているが、それは、人権 *nhan quyen* 違反としてわれわれを歪曲・中傷し、わが国の内部に干渉しようとして、『人権 *nhan quyen*』という言葉を借用する敵の主張に対し、イニシアチブをもって拒否するためであった<sup>36)</sup>」のであり、「1992年憲法における人権 *quyen con nguoi* の規定は、1945年独立宣言のなかでふれられたホーチミン主席の思想を発展させたものであり、その思想とは、人権 *quyen con nguoi* と民族の権利とを接合し、わが国が参加した人権 *quyen con nguoi* に関する二つの国際規約を尊重する精神を明確に示すものである<sup>37)</sup>」。ファン・ヴァン・トゥの説明からわかるることは、いわゆる「人権外交」に基づく場合には非難の意味をこめて、*nhan quyen* という用語を用い、さらに、独立宣言の解説からもわかるように、*quyen con nguoi* を「人間の権利」という意味において、すなわち、ベトナムに特殊に表れた、「民族の権利」を含む「人間の権利」として位置づけようとする考え方を強調している。ベトナムにおいては、「人間の権利」がなによりも「民族の権利」として表れたことは、先に指摘したが、その後の「集団主人権」を含む伝統的なコンセプトのなかに、「人権 *quyen con nguoi*」概念を押し止めようとする現在のベトナムにおける人権理論をめぐる力関係をここからみてとることができるもの。

この論点は、すでに、1992年憲法制定過程において、諸草案のなかで「人権」に関する規定がめまぐるしく変化し、結局のところ保守派と改革派の妥協の産物として、50条が成立したことに関連している。オーストラリアのカーライル・セイヤーが述べるように、保守派と改革派の「妥協で、人権は幅広く解釈された。しかし、市民の義務の強調によってバランスがとられていく

る。条文化することにより人権の重要性を強調しようとする試みは成功しなかった<sup>(38)</sup>」。

### 3. 立法権

92年憲法は、80年憲法と同様に「国会は、人民の最高代表機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高国家権力機関である。国会は、憲法制定権および立法権を有する唯一の機関である」(第83条)という規定を行った。

第9期国会（1992年）における代議員総数は395人であり、そのうち73人は女性、66人は少数民族出身の代議員、59人はベトナム祖国戦線の幹部、7人は宗教者、19人は工業部門、58人は農業部門、38人は武装勢力、43人は政治幹部、20人は文学・芸術、24人は教育部門であり、123人は管理幹部、222人は大学卒業以上の学歴、103人は第8期国會議員をつとめた者である<sup>(39)</sup>。

五島文雄「ドイモイ下における国会の変容<sup>(40)</sup>」がすでに詳細に分析しているように、1981年の旧国会代議員選挙法で否認された「個人の立候補権」が1992年の新国会代議員選挙法で再び承認されたが、第9期国会代議員選挙においては、この権利を行使した38人の自薦者のうちで「最終立候補名簿に掲載されたのはわずか2名にすぎず、立候補者決定のプロセスでほとんどこの規定が生かされなかった<sup>(41)</sup>」。これは、立候補者名簿の作成を祖国戦線が行うからである。

さて、92年憲法の下で、法案提出権は以下の者が有する。「国家主席、国会常務委員会、民族評議会、国会の各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察庁、ベトナム祖国戦線、祖国戦線を構成する各組織は、国会に法案を提出する権利を有する」(第87条)。

また、国会常務委員会は、国会の常設の委員会であり、国会議長、国会各副議長、各委員から構成されるが、国会常務委員会のメンバーは、同時に政府のメンバーであることはできない(第90条)。

国会常務委員会は、第91条の規定により12項目にわたる権限をもつが、特

に「憲法、法律、下位法令の解釈」(第91条第2号) 権限を付与されている。80年憲法の下では、この権限のほとんどが、国家評議会に付与されていた(100条「憲法、法律、国家評議会令の解釈」)が、92年憲法では国家評議会が廃止され、国会常務委員会の権限として一本化された。

92年憲法は、いわゆる三権分立を採用していないが、特に国会常務委員会が、憲法、法律、下位法令の解釈権限を与えられていることは、裁判所または他の機関による違憲法令審査制度の確立を今後の課題としている。なお、国会の解散権は、他の機関にも付与されていない。

#### 4. 行政権

ベトナムにおいては、1945年9月の独立以来、大統領制を採用してきたが、80年憲法ではそれを廃止し、当時の東欧諸国にならって「国家評議会制」を採用した。憲法改正諸草案において、第1次草案では「国会主席団主席」を採用したが、第2次草案では「国家主席」制を採用した。ソ連のクーデタとそれに続くソ連邦の解体の後にまとめられた第3次草案は、「国家主席」制を止め、「国家評議会と国家評議会主席」制へと変更した。しかし、結局のところ、92年憲法は、「国家主席」制を採用した。

さて、国家主席は、「国家元首」であり内政および外交について国家を代表し(第101条)、国会が国会議員のなかから選出し、国家主席は国会に対する責任を負い、国会への報告義務を負っている(第102条)。そして、国家主席の権限としては、憲法、法律、下位法令の公布権、国家副主席、政府首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察庁検事総長の選任、罷免を国会に提起する権限など12項目の権限を有する。しかし、それらの権限のなかに、国会の解散権は存在しない。

80年憲法においては「閣僚会議」という名称であったが、92年憲法では「政府」という名称に変わった。

政府は、「国会の執行機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高の行政

機関」であり、「国会にたいする責任を負い、国会、国会常務委員会および国家主席にたいして活動報告を行う」（第109条）と位置づけられている。

また、政府は、首相、副首相（複数）、大臣およびその他のメンバーから構成され、首相以外の政府のメンバーは国会議員である必要は必ずしもない。さらに、首相は、国会に対して責任を負い、国会、国会常務委員会および国家主席に対して活動報告を行う（第110条）。

政府の任務および権限としては、①各省、各省各機関、政府所属の各機関、各級人民委員会の活動を指導し、中央から基礎単位にいたるまでの国家行政組織を統一的に作り上げ堅固なものとする。②各国家機関、経済組織、社会団体、武装単位および人民のなかで、憲法および法律の実施を保障し、人民の間に憲法および法律の宣伝と教育活動を組織し指導する。③国会および国会常務委員会に対し法律案、命令案およびその他の議案を提出することなど、11項目にわたる（第112条）。

ところで、ベトナムでは、「国会の執行機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高の行政機関である」という憲法第109条の規定をめぐり、次のような議論が存在する<sup>42)</sup>。すなわち、一つの議論は、この第109条の規定から、政府は、「最高」の行政権を有しているというような結論を導き、また、「国会の執行職務」および「統一的な国家の最高国家行政職務」という規定から、それは「最高」の行政権であるという理解をすることにより、政府の国会からの独立性を強調する見解である。いま一つの議論は、これとは逆に、上述のような理解は憲法の精神と文言に反している、すなわち、政府は「最高」の行政機関であるのではなく、憲法上、政府が最高国家権力機関の行政機関というのは、①国会の法律、決議に対する政府の執行的性格を明確にするためである、②国会の法律、決議は若干の諸国のように、政府がそれらを拒否したり執行しなかったりできるようなものではなく、政府を強制する性格をもっている、③したがって、政府は、わが国の最高国家行政機関であるといいうのは国家行政機関の統一的な長としての機関ということであると理解すべきであるという見解である。『憲法コンメンタール』の著者の1人であるブ

イ・スアン・ドゥックは、「わが国の政府は、独立した執行機関ではなく、社会主義的集権制度における執行職務をはたす」と述べ、「政府は、唯一の執行機関ではないし、さらに最高でもない」と述べ、このような、憲法の起草および採択の過程でさまざまに主張された、「政府は執行にかんする権力機関である」、「最高行政機関である」という理解は、憲法によっては承認されない<sup>(43)</sup>、と結論づけている。

この議論にみられるように、ベトナムでは、政府の権限強化という主張が一方では根強く存在するが、首相には国会の解散権は与えられておらず、ドゥックが述べるように、国会の最高機関性および国会中心主義がこれまでのところ支配的である。

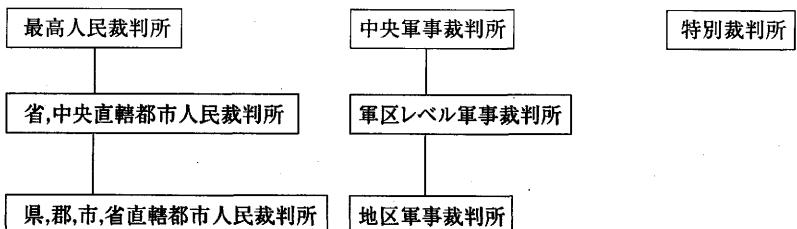
## 5. 司法権

ベトナムにおける「人民裁判所 Toa an nhan dan」という用語は、広義の意味と狭義の意味と二とおりある<sup>(44)</sup>。広義では、「人民裁判所」とは、ベトナム社会主義共和国のすべての裁判所のことを意味し、ベトナム社会主義共和国が「人民の人民による人民のための国家」であることから、裁判権の行使を担う裁判所すべてが、「人民（の）裁判所」である。92年憲法第10章「人民裁判所および人民検察庁」のなかで第126, 128, 131, 136条がこの広義の意味での規定である<sup>(45)</sup>。

狭義の意味の「人民裁判所」は「人民裁判所」の名称をもつ裁判所のことであり、第127, 129, 134, 135条が、この狭義の意味で用いられている<sup>(46)</sup>。

さて、92年憲法第127条は、「最高人民裁判所、地方人民裁判所、軍事裁判所および法が定めるその他の裁判所は、ベトナム社会主義共和国の裁判機関である。特別な事情のもとでは、国会は特別裁判所を設置する決定をすることができます。基礎においては、法律の規定にもとづき、人民のなかの軽微な違法行為および紛争を解決するために、人民の適当な組織を設立する。」と定めている。

図2 ベトナム裁判所機構図



この第127条は、1992年人民裁判所組織法で具体化され、その後、93年12月に人民裁判所組織法の改正、また軍事裁判所組織令が制定された。それらの規定によれば、「最高人民裁判所、省および中央直轄都市人民裁判所、県、郡、市および省直轄都市人民裁判所、軍事裁判所、法が定めるその他の裁判所」があり、「特別な事情のもとで国会は特別裁判所の設置を決定することができる」(人民裁判所組織法第2条)のであり、「軍事裁判所は、中央軍事裁判所、軍区およびそれに相当するレベルの軍事裁判所、地区軍事裁判所からなる」(軍事裁判所組織令第2条)。

「法が定めるその他の裁判所」の規定は80年憲法、1981年の人民裁判所組織法および85年の軍事裁判所組織令には存在しなかったものである。ベトナムでは、92年憲法制定時に、すでに経済紛争、労働紛争、行政にかかる紛争などが多数起こっており、それらの紛争を解決するための裁判所組織の改革を念頭において、それに対応するための法的基礎を与える意味でこの規定を新たに設けた。92年12月の国会は、企業の破産に対応するために、人民裁判所組織法を改正し、最高裁判所および省、中央直轄都市人民裁判所のなかに経済裁判所という専門的な裁判所を設置した。また、94年6月に制定された労働法典は95年1月1日から施行されたが、労働条件など労働者の権利にかかる紛争、労働契約、協約などにかかる紛争を解決するための機関の必要性について規定しており、96年7月より、労働裁判所を設置することを決定した。また、行政事件とのかかわりでは、同様に96年7月より、行政裁判

所を設置することを決定した。

特別裁判所の設置について、80年憲法では、「特別な事情において」および「特別な事件を裁判する必要のある場合」という二つの場合に特別裁判所を設置することになっていたが、92年憲法は「特別な事情において」という場合にのみ限定し、また、80年憲法では「国会および国家評議会」が特別裁判所を設置する決定権限をもっていたのに対し、92年憲法は「国会」だけにその権限を限定し、「国会常務委員会」には付与していない<sup>(47)</sup>。

軽微な違法行為および紛争を解決するために「基礎」において「適当な組織」を設置するとは、次のような内容をもっている。92年憲法第11条は、「市民は、国家および社会の問題に参加することにより、基礎において自らの主人となる権利を行使し、公共財産を保護し、市民の合法的な権利および利益を保護し、國家の安全、社会秩序・安全を維持する責任を負う」と規定するが、第127条の「適当な組織」は、この精神に基づいて基礎における人が法律意識をもち法律に従って生活と仕事をするように教育するために「適当な組織」を設立する、という意味であると説明されている<sup>(48)</sup>。

1992年の人民裁判所組織法（1993年改正）によれば、人民裁判所は、刑事、民事、婚姻家族、労働、経済の各部をもつ。

92年憲法第72条および1988年刑事訴訟法典第10条は、「何人であれ、法的効力をもつ裁判所の確定判決がでないかぎり、有罪とはみなされず刑罰を課せられない」と規定し、無罪推定の原則を定めている。

企業の破産事件について、1993年12月の企業破産法は、省、中央直轄都市人民裁判所、最高裁判所が企業の破産宣告を解決する権限をもつ、と定めた<sup>(49)</sup>。

92年憲法第129条は、人民参審員について規定し、第130条は「裁判官および参審員は、独立であり法にのみ従う」と定め、さらに、第132条は、被告人の防禦権について定める。

通常の刑事事件の審理においては、裁判は1人の裁判官と2人の人民参審員（素人裁判官）によって行われるが、重大な性質をもつ刑事事件の場合に

は、2人の裁判官と3人の人民参審員によって行われる。最高刑が死刑である事件についても、2人の裁判官と3人の人民参審員により担当される。

民事事件、婚姻家庭事件、労働事件の第1審においては、1人の裁判官と2人の人民参審員により行われる。

経済事件については、2人の裁判官と1人の参審員により行われる<sup>50)</sup>。

裁判官および参審員の「独立」とは、第1に、判決が検察庁の結論によって拘束されないこと、第2に、いかなる機関、組織、個人であれ、裁判活動に対し法律に反する干渉を行うことはできないこと、を意味する。

また、党との関連では、党の裁判所に対する指導は存在するが、それは一般的な路線、政策を通じてであって、具体的な事件について裁判の方向性に意見を述べることは絶対に許されない、とされている<sup>51)</sup>。

しかし、ベトナムにおいては、従来から、党による裁判への介入が存在してきたし、また、検察官よりその比率は低いとはいえばほとんどの裁判官が党員であるという現状、さらに、「党の指導性」規定が92年憲法に依然として存在しているので、この問題は複雑である。「裁判官の独立」原則が、実際にベトナム社会に定着するためには、裁判官養成システムの合理化をはじめ、憲法上では裁判官と人民参審員は同等の権限をもつと規定されているとはいえ、人民参審員の法律専門知識の水準の低さは、実際の裁判における裁判官の役割の圧倒的な高さを逆にもたらし、裁判官の糾問主義的な訴訟指揮と弁護士の法廷での役割の低さは、ベトナムにおける公平な裁判を阻害しており、このような司法をとりまく現状の改革が必要とされる。

### III 法律普及活動と法学教育

フランス植民地時代、フランスはハノイ大学に法学部を設立し、ベトナムの法律家を養成した。しかし、1945年9月の独立以降、長期にわたる戦争のため、ベトナムにおいて法学教育機関は、乏しいものであった。例えば、ハ

ノイ大学には、その後、長きにわたり法学部は存在しなかった。「1954年以前には、大卒およびそれ以上の学歴をもつ法律家は、フランス植民地時代に訓練を受けた人たちであった。1954年から1975年まで、わが国土は分断された。南部では、法律家は、旧体制および外国で訓練された。北部では、若干名の学生が、旧ソ連および東欧で法学を学んだ。国内では、裁判所幹部の訓練所が開始された<sup>52</sup>」。

1976年に、ハノイ大学に法律学科が設立され、また法律中級学校が開校された。79年に、ハノイ法科大学が設立され（現在では、ハノイ法律大学という名称に変わっているが）、82年にハノイ法科大学は裁判所上級学校を統合し、87年ホーチミン市に法科大学分校を創設した<sup>53</sup>。なお、ハノイ大学に法学部が設置されるのは、86年のことであった。

1985年、閣僚会議は、大学卒業以上の法学教育について、正式に、主要には「国家と法研究所」がその任務にあたるものとした。91年には、教育・訓練省は、法学高級訓練所にもその任務を与え、93年以降、大学卒業以上の教育を強化している。

ベトナムでは、現在、およそ100人の法学博士・準博士がいる<sup>54</sup>。

同様に、ディン・ゴック・ブオン「ベトナムにおける法学教育」(Vietnamese Law Journal=Revue de Droit Vietnamien 1／1995)<sup>55</sup>は、次のように説明している。ハノイ法律大学とそのホーチミン市分校の登録学生総数は、1万8000人であり、ハノイ大学法学部およびホーチミン市大学法学部の学生数は、3000人である<sup>56</sup>。

最近では、92年憲法36条の規定（「国家は、国立大学、私立大学およびその他の形態の教育を促進する」）に基づき、私立大学での法学教育が開始された。1994年に最初の私立大学である東方大学法学部が開校し、1994～95年の学期には120人、1995～96年の学期には150人の法学部学生が入学した。その後、同様に、Dong Do 大学（ハノイ）、Thang Long 大学（ハノイ）、Van Lang 大学（ホーチミン市）、Duy Tan 大学（ダナン）が開校し、法学教育が行われている<sup>57</sup>。

大学院での法学教育としては、先に述べたように、現在までのところ100人程度の法学博士・準博士の学位をもつ者にとどまっている。

現在、大学院レベルの法学教育を主要に担当しているのは、社会・人文科学ナショナルセンターに属する「国家と法研究所」であり、現在、博士論文(Ph. D. Thesis)を執筆中の者が30人、法学修士課程の学生が300人である。国家と法研究所は、ハノイとホーチミン市に教育センターをもっている。

ハノイ法律大学では、約100人の大学院課程の学生がいる。また、ホーチミン国家政治学院も大学院レベルの法学教育を担当しているが、その数は少なく、博士候補者(Ph. D. candidate)の数は約10人である。

そして、ブオンによれば、今後5年から10年にかけての課題は、初級程度(大学卒業レベル)の法学教育を完了する者の数を4万人、1000人ほどの法学修士・博士を生み出すことである<sup>58)</sup>。

また、法学研究機関としては、国家と法研究所、司法省法学研究所、最高人民裁判所法学研究所、最高人民検察庁法学研究所などがある<sup>59)</sup>。

なお、ベトナムにおける、法律雑誌としては、理論的な性格をもつものとしては、国家と法研究所の『国家と法』(Nha nuoc va Phap luat)が、最も代表的なものであるが、司法省の『民主と法律』(Dan chu va Phap luat)、新聞では司法省の『法律』(Phap Luat)、ハノイの『法と生活』(Phap luat va Doi song)、ホーチミン市司法部の『ホーチミン市法律』(Phap luat thanh pho Ho Chi Minh)などがあり、また、中央および地方のさまざまな新聞が、「法律解説」、「読者、民主と法」、「若者と法」などをとりあげた特集を行っている<sup>60)</sup>。

注(1) 東亜研究所(宮沢俊義執筆)『仏印の統治体制』東亜研究所、1944年、第1章を参照せよ。

(2) 同上書、50ページ以下；ルイ・ローラン＝ピエール・ランピュエ(東亜経済調査局)『仏蘭西植民地法提要』東亜経済調査局、1937年、57ページ以下、を参照せよ。

- (3) 東亜研究所『仏印の統治体制』56ページ。
- (4) 同上書, 56ページ。
- (5) 大東亜省南方事務局政務課『仏領印度支那総攬』大東亜省南方事務局政務課, 1944年, 250ページ以下参照のこと。
- (6) 満鉄東亜経済調査局編『仏領行政制度概説』満鉄東亜経済調査局, 1943年, 163ページ以下参照。
- (7) 潘佩珠(長岡新次郎=川本邦衛訳)『ヴェトナム亡國史他』平凡社, 1966年, 182ページ。
- (8) この点につき, 鮎京正訓『ベトナム憲法史』日本評論社, 1993年, 161ページ以下参照のこと。また, 古田元夫『ホー・チ・ミン——民族解放とドイモイ』岩波書店, 1996年, 48ページ以下参照のこと。
- (9) 稲子恒夫解説・訳「ヴェトナム民主共和国独立宣言」(高木八尺=末延三次=宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫, 1957年) 344ページを参照。
- (10) ベトナム憲法の翻訳・紹介は, 以下の文献所収のものに拠る。Nguyen Dang Dung=Ngo Duc Tuan, *Luat Hien Phap Viet Nam* [ベトナム憲法], Truong Dai Hoc Tong Hop TP. HCM, Nganh Luat Hoc [ホーチミン市総合大学法学部], 出版年記載なし。また, 英文の憲法集として以下のものがある。*The Constitutions of Vietnam 1946-1959-1980-1992*, The Gioi Publishers, Hanoi, 1995.
- (11) Bernard B. Fall, *The Two Viet-Nams*, 2nd ed., Frederick A. Praeger Pub., New York, 1963, p.131.
- (12) アジア・アフリカ研究所編『資料ベトナム解放史』第1巻, 労働旬報社, 1970年, 511ページ(1951年2月19日の「ベトナム労働党政治綱領」)。
- (13) バーナード・フォール(松元洋訳)『ヴェトナム戦史』至誠堂, 1969年, 66ページ。
- (14) Benjamin R. Beede, "Democratic Republic of Viet-Nam," Albert P. Blaustein & Gisbert H. Franz (eds.), *Constitutions of the Countries of the World*, Oceana pub., Inc., New York, 1971, chronology p. 4.
- (15) Ibid., p. 5.
- (16) 鮎京正訓『ベトナム憲法史』217ページ以下を参照のこと。
- (17) Gisbert H. Flanz & Karen Shaw Kerpen, "Socialist Republic of Viet-Nam," Albert P. Blaustein & Gisbert H. Flanz (eds.), *Constitutions of the Countries of the World*, Oceana Pub., Inc., New York, 1981, p. 4.
- (18) Ibid.
- (19) ポー・チ・コン「1980年憲法第2次草案について」報告。Nhan Dam, 30 July 1991.
- (20) Vien nghien cuu nha nuoc va phap luat, *Nhung van de ly luan co ban ve*

- Nha Nuoc va Phap luat [国家と法研究所『国家と法にかんする基本的な理論の諸問題』], Nha xuat ban chinh tri quoc gia [国家政治出版社] Ha Noi, 1995, pp.97–98.
- (21) Ibid., p.98.
  - (22) Ibid., p.118.
  - (23) Ibid., pp.118–119.
  - (24) Nguyen Van Thao (chu bien), *Xay dung nha nuoc phap quyen Viet nam (Bo may Lap phap, Hanh phap, Tu phap)* [ベトナム法治国家建設], Vien nghien cuu khoa hoc phap ly-Bo tu phap [司法省法学研究所] Ha noi 1995.
  - (25) Ibid., pp.14–15.
  - (26) Trung tam khoa hoc xa hoi va nhan van quoc gia / Vien nghien cuu nha nuoc va phap luat, *Binh luan khoa hoc Hien Phap nuoc cong hoa xa hoi chu ng Nghia Viet nam nam 1992* [1992年ベトナム社会主義共和国憲法コメント一ル], Nha xuat ban khoa hoc xa hoi [社会科学出版社] Ha Noi, 1995.
  - (27) Ibid., pp.115–129.
  - (28) Phan Trung Ly=Ha Thi Mai Hien, *Tim Hieu Noi Dung Hien Phap 1992* [ファン・チュン・リー=ハ・マイ・ヒエン『1992年憲法の内容概説』], Nha xuat ban su that [真理出版社] Ha Noi, 1992.
  - (29) Ibid., p. 6.
  - (30) Ibid., p. 9.
  - (31) 白石昌也「ベトナムにおける法律整備について」(『横浜市立大学論叢人文科学系列』第45巻第1号, 1994年)。
  - (32) 同上論文, 195ページ以下を参照。なお、白石昌也=糸賀了=渡辺英緒監修『ベトナムビジネスのルール』日経BP出版センター, 1995年, を参照のこと。
  - (33) Phan Trung Ly=Ha Thi Mai Hien, *Tim Hieu*……, pp. 9 – 10.
  - (34) Amnesty International, *Viet Nam – “Renovation” (Doi Moi), The Law and Human Rights in the 1980s*, London, 1990.
  - (35) 中野亜里「ベトナムの対外関係と人権問題－『人権』と『民主化』をめぐる国内の論評を中心に」(『法学研究』第68巻第11号, 1995年) を参照のこと。
  - (36) Trung tam……/ Vien nghien cuu nha nuoc va phap luat, *Binh luan*……, p.267.
  - (37) Ibid., p.268. ただし、この二つの用語の用法は論者により異なる。
  - (38) Carlyle A. Thayer=David G. Marr (eds.), *Vietnam and the Rule of Law*, Australian National University, Canberra, 1993, p.54.
  - (39) Trung tam……/ Vien nghien cuu nha nuoc va phap luat, *Binh luan*……, p.291.
  - (40) 五島文雄「ドイモイ下における国会の変容」(五島文雄・竹内郁雄編『社会

- 主義ベトナムとドイモイ』アジア経済研究所、1994年)。
- (41) 同上論文、27ページ。
- (42) Trung tam……/ Vien nghien cuu nha nuoc va phap luat, *Binh luan*……, p.328.
- (43) Ibid.
- (44) Ibid., p.354.
- (45) Ibid.
- (46) Ibid.
- (47) Ibid., pp.355 – 357.
- (48) Ibid., p.360.
- (49) Ibid., p.361.
- (50) Ibid., p.364.
- (51) Ibid., p.365.
- (52) Vien nghien cuu nha nuoc va phap luat, *Nhung van de*……, p.357.
- (53) Ibid.
- (54) Ibid.
- (55) Dinh Ngoc Vuong, Legal Education in Vietnam, The Vietnam Lawyers' Association, Vietnamese Law Journal=Revue de Droit Vietnamien, 1 /1995.
- (56) Ibid., p.50.
- (57) Ibid., pp.50 – 51.
- (58) Ibid., p.51.
- (59) Vien nghien cuu nha nuoc va phap luat, *Nhung van de*……, p.341.
- (60) Ibid., p.344.

※ なお、本稿と同時期に執筆した、鮎京正訓「ベトナム法の現在を考える——『近代法』の導入とドイモイ」(『アジア経済におけるアジアの法と近代化に関する調査研究』財団法人産業研究所、1996年)を参照のこと。

[1996年3月脱稿]